

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 9月27日
契約業者名	(有)新栄建設
契約業者の住所	沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉580
工事の名称	令和5年度幸喜地区電線共同溝工事
工事場所	沖縄県名護市字幸喜～喜瀬地内
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	別紙のとおり
工期(自)	令和 6年 3月 1日
工期(至)	令和 7年 3月26日
変更前の契約金額	111,650,000円 (税込み)
変更金額	11,550,000円 (税込み)
変更後の契約金額	123,200,000円 (税込み)
変更理由	別紙のとおり

契約変更理由書

工事名 令和5年度幸喜地区電線共同溝工事（第1回変更）

本工事は、令和6年2月2日付けで、有限会社新栄建設と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、当初の契約内容を施工するうえで、工事発注後に明らかになった下記理由のとおり、本工事で施工することが不可欠であることから変更するものである。

記

1. 仮設工

当初交通誘導警備員の数量が現地交通状況に合致していないため、交通管理工を数量精査（増）する。

2. 電線共同溝工

受口付SFEP・FEP管の生産中止より、中間接手が必要なため、管路工を増工する。

3. 構造物撤去工

発注図を精査の結果、通信系管路の施工個所に既設情報BOXがあることが判明したため、情報BOX撤去工を増工する。

4. 防護柵工

現地調査の結果、歩道幅員が狭いため施工するには既設防護柵の撤去・復旧を行う必要があり、防護柵工を増工する。

5. 工期は元設計とおりとする。